

短期入所利用説明書

R3.10 月版

□初めに

ひまわり病院の短期入所について

- ・ 当院では、障害者総合福祉法に基づき、医療型短期入所（空床利用型）を行っています。利用される方の状態に合った部屋の準備が可能な場合のみの受入れとなります。

ご利用について

- ・ 短期入所は体調が安定されていることを前提条件としてお受けします。体調不良での利用や利用途中で体調を崩された場合などは、基本短期入所は中止となります。治療が必要な状態や感染症が疑われる場合などは、ご利用をお断りしております。ご理解下さい。

□サービスの概要

受給者証の「短期入所」欄に「医療型」や、「療養介護」、「重心」と記載されている場合があります。その有無によって、利用料金や同じ日帰り利用でも扱いが違ってきます。

☆医療型は、当院のような医療機関で短期入所を利用された場合の扱いです。

☆特定短期入所は、同じ名称で日帰りと宿泊利用があります。

□利用までの手順など

障害福祉サービスを初めて利用される方や短期入所の支給がされていない方は、先に役所へ相談に行き（障害福祉課など）、「サービス利用計画」を立て、支給決定を受けなければなりません。

当院での通常利用までの手順はだまかに以下の通りです。

- ご 相 談 … 当院の地域連携室（099-814-7376）へご相談下さい。
先ず、利用者様の基礎疾患、状態像、医療的ケアについて伺います。
- 診察までの準備 … 主治医、もしくは掛かり付け医に「診療情報提供書」を依頼します。
依頼先によっては時間が掛かるため、用意できる頃にご連絡頂き、担当医の診察の調整をいたします。
- 診 察 当 日 … 担当医の診察後、利用可否を判断。更に看護師による詳しい聴き取りを行います。
幾分時間が掛かりますので（1.5～2時間程度）ご了承下さい。
- 体 験 入 所 … 基本、日帰り体験→宿泊体験としていきます。短期入所の経験のない方や医療重度の方などは体験を繰り返すことをお願いする場合があります。
- 契 約 … 担当者より重要事項の説明などを行います。
- 通常利用開始 … 入・退所日は基本平日利用をお願いしております。

短期入所利用説明書

☆診察当日に準備して頂くもの

診療情報提供書、障害福祉サービス受給者証、健康保険証、身体障害者手帳、療育手帳、母子手帳、お薬手帳、かかりつけ医院（主治医のいる病院）の診療明細書、印鑑など

☆診察は当院を初めてご利用の場合、医療費として初診料をご請求いたします。また、以前診察を受けた方でもご利用が長期に渡って無かった場合も同様です。

☆一年以内での入院や医療的ケアの変更（お薬も）なども、再診察をお願いする場合があります。事前にお申し出ください。

□通常の利用

予 約

- ・お電話でご予約下さい。（地域連携室 日高まで）病棟管理者と調整後、ご返答いたします。
- ・予約受付のご返答まで調整上お時間を頂く場合があります。ご返答後が予約完了となります。
- ・予約受付時間は、平日 9 時～16 時・土曜日 10 時～12 時となります。
- ・ご利用前・中・後の生活介護や放デイなどのご利用予定は、申し込み時にお伝え下さい。
- ・緊急のご希望を除き、1 週間前から入所日前日までの予約とさせていただきます。

☆空床利用型のため、1 週間前での予約受け付けをしております。但し、直前でお断りする場合（流行性感染症発生時など）もあります。ご了承下さい。

☆体調不良などによるキャンセルは当日でも構いません。但し、食事を申し込まれている方は昼食は当日朝 9 時まで、夕食は当日 14 時までに地域連携室へご連絡ください。時間を過ぎてからのキャンセル連絡の場合、食事代が発生しますのでご注意ください。

☆変更に関してはなるべくお控え下さい。ご希望される場合はお早めにご連絡下さい。他の予約などの関係でお受けできない場合があります。時間の変更も同様です。

利用当日

- ・出入り可能時間は、10 時～15 時半です。なるべく 10 時～11 時、14 時～15 時の時間帯での開始、お迎えをお願いしております。
- ・予定時間はお守りください。30 分ほど早くなる時や遅れそうな場合は一度ご連絡下さい。
- ・2 階で受け付けをお願いします。
- ・受付後、問診→お薬や荷物のチェック、健康状態などの確認→利用開始となります。
- ・通常、地域連携室のスタッフがご案内いたします。
- ・障害福祉サービス受給者証をお預かりします。また、利用実績票に押印を頂きます。

利 用 中

- ・ご家族からのお電話は、緊急を除き深夜（21 時以降）、早朝（9 時前）をお避け下さい。
- ・入浴は病棟の入浴日（月・金/週 2 回）になります。清拭は必要に応じ、実施いたします。

☆ご利用中は確認させて頂いた連絡先と必ず連絡が取れるようお願いいたします。直ぐに出られない状況がある場合は、事前に他の連絡先等をお教え下さい。緊急の場合もありますので、ご協

短期入所利用説明書

力をお願いいたします。

☆利用中のご家族からのお電話は、代表番号（099-252-5166）へお掛けください。

お 迎 え

・時間外、土（PM）・日・祝日のご案内はありません。

・障害福祉サービス受給者証をご返却いたします。

☆お迎えの時間変更はお早めにご連絡下さい。準備が間に合わない場合があります。

利 用 後

・ご質問等は地域連携室（099-814-7376）へご連絡下さい。

□ご準備頂くもの

受 給 者 証
印 鑑
薬 類

利用前に支給量をご確認下さい。月合計で超える場合、実費になります。

利用の度に「実績記録票」に押印戴きます。

定期薬、緊急用、頓服薬など。1～2日分多めにお持ち下さい。不足分をこちらで処方することは出来ません。また、病院で処方されたお薬以外の投与はお受け兼ねます。

衣 類

予備も含めて多めにご準備下さい。洗濯物はそのままお持ち帰り戴きます。紛失を防ぐため、タグ等にご記名をお願いいたします。

紙 おむつ 類

枚数に余裕をもってお持ちください。不足した場合の紙おむつの立て替えは、基本できません。ご準備をお願いいたします。

歯 ブ ラ シ
医 療 物 品

お名前をご記入下さい。

経管栄養に必要な物品、導尿のセットなどお持ち下さい。こちらでお出しすることは、出来ません。但し、吸引のチューブと他一部に関しては、こちらの物を使用させて戴きます。その場合、請求はありません。

☆気管カニューレは未使用の予備をお持ち下さい。

☆人工鼻も多めの持ち込みをお願いいたします。

☆酸素使用に関しては、利用中においてボンベは不要です。使用分を医療費として請求いたします。但し、当院で在宅管理指導料を戴いている方は、酸素ボンベの持ち込みになります。

クッション等

姿勢保持のためなどのクッション類はお持ち下さい。

そ の 他

普段お使いで、あった方が良いと思われる物はお持ち込み可能です。但し、破損の可能性をご理解戴いた上でご判断下さい。

髭剃りをご希望の場合、電動でお願いいたします。

当院でのオムツや病衣の貸し出しはございませんが、業者と委託契約した上で、オムツ・おしり拭き・病衣等をご利用いただけます。（2日間からのご利用からお申し込みをお受けしています。）

短期入所利用説明書

□ご理解戴きたい事

- 予防接種
- ・毎年のインフルエンザも含めなるべくお受け下さるようお願いいたします
 - ・予防接種当日のご利用はご遠慮願います
- 医療的ケアについて
- ・日常の医療的ケアの範疇です。治療目的の医療は行いません
 - ・ご家族の要望があっても、担当医の許可が下りないケアは実施できません（奥深くの吸引、医療機関からの処方でない投薬など）
- 送迎について
- ・当院では実施しておりません
 - ・基本ご家族の送迎をお願いしております（ご本人の体調などの確認や医師の判断でお断りする可能性もあるため）
- お断りの可能性
- ・感染症等により病院都合でお断りする事もございます
 - ・発熱された場合、解熱後の1週間はご利用をお控え下さい
 - ・緊急での受け入れが出た場合、詳しいご説明が出来ませんがご協力をお願いする場合があります

□サービス費について

《支給量について》

受給者証に記載されている支給量を超えない範囲でご利用できます。医療型の方は、特定短期入所も合わせた月トータルの利用日数が支給量を超えないようご注意ください。（1泊2日は2日になります。日帰りの特定短期入所は1日扱いです。）

短期入所の利用履歴は、受給者証にあります。（記載漏れの無いようご注意ください。）

《利用者負担額について》

表（次ページ）の金額は、事業所に支払われる報酬単価です。利用者の負担額は1割になります。

但し、障害福祉サービス全体の1ヶ月に負担する額の合計の上限（**利用者負担上限月額**）があり、後で述べる加算も含めて、該当する方はそれ以上の負担はありません。

《利用者負担額の支払いについて》

サービス費のうちのご利用者にご負担戴く分については以下の原則があります。これらを踏まえた上で、最終的に当院への支払額が決定します。詳しい説明をご希望の方は、地域連携室 日高までお尋ね下さい。

- ①該当するサービス費と加算を合わせたものが1回の短期入所サービス費
- ②利用者の負担額はサービス費の1割
- ③その月の他の障害福祉サービスも含めた合計額に対して負担する上限がある（利用者負担上限月額）
- ④複数のサービス（事業所）を利用されている場合、もしくは同じ世帯に障害福祉サービスを利用される方が複数名の場合、負担上限が0円以外の方は利用されている事業所のどこかに負担上限管理を依頼する（利用者負担上限管理）。 ※事業により優先順位あります

短期入所利用説明書

→負担上限管理をする事業者の指示を受け、各利用事業所からそれぞれに請求があります。
(各事業書への支払い総額は負担上限額までとなります)

《その他の料金》

利用料金の他に、当センターの食事を希望された場合は食事代を請求いたします。

○食事代

朝食	昼食	夕食
300円	600円	600円

※加算の欄の「食事提供体制加算」の対象者となっている場合、一日につき480円の補助がでます。従って、

例) 1泊2日で昼食、夕食、朝食と取られた場合

$$600(昼) + 600(夕) + 300(朝) = 1,500円$$

これから加算2日分を引くと、

$$1,500 - 480 \times 2日 = 540円(この例での負担頂く食事代)$$

となります。ただし、食事代から加算分を引いてマイナスになっても、食事代の負担が0円になるだけで、他の利用料を引いたりはできません

※この加算の対象者は、「障害福祉サービス受給者証」の「利用者負担に関する事項」の中の「食事提供体制加算対象者」の欄が「該当」となっています

※上記欄が「該当」となっても、食事を頼まれない方は適用しません
(経管栄養だけの方など)

《食事のキャンセルについて》

*朝食 前日 17:00 まで

*昼食 当日 9:00 まで

*夕食 当日 14:00 まで

上記以降のご連絡の場合は、食事をとられない場合でも料金が発生します。

○医療費

基本、医療物品や経管栄養剤、定期薬などはお持ち込み頂いておりますが、日常的な医療的ケアに関して一部医療費のご請求となります。詳しい事は医事係にてご説明いたします。かかりつけ医、主治医の病院の診療明細書をお持ち下さい。

また、急な便秘での浣腸のように一時的に当院で薬を処方した場合などは、短期入所利用とは別になりますので医療費として請求になります(外来扱いになります)。

《お支払いについて》

・ご利用月の翌月10日以降、1ヶ月分まとめて(サービス費、食事代)のご請求になります

短期入所利用説明書

- ・お支払いは2階受付になります
- ・振り込みをご希望の場合は、請求書をご覧ください。但し、手数料はご負担となります
- ・お支払い後、領収書をお渡しいたします

以上、ご不明な点は地域連携室 日高までお問い合わせください。

社会福祉法人 向陽会
地域医療・福祉ステーションひまわり病院
地域連携室 TEL：099（814）7376